

北本市教育委員会 令和5年12月定例会会議録					
1 日 時	令和5年12月21日(水) 午後2時00分から3時9分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の 氏 名	一 黒川範子	二 委員久保田篤正	三 委員関根桂子		
5 欠席した委員の氏名	委員森田高正				
6 説明のため出席 し た 職 員	草野教育部長、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、 櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長				
議案及び報告件名	議事の大要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会12月定例会を開会する。				
2 会議録の承認 について	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会11月定例会の議事録について 質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会11月定例会の議事録について は、承認としてよろしいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会11月定例会の議事録は、承認す る。				
3 会議録署名委 員の指名につい て	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の関根委員にお願 いする。				
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が5件、審議事項が2件の合計7件 である。 なお、本日の教委議案第54号については人事に関する案 件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14 条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本日の教委議案第54号については、「非公開」審議とする。				
5 報告事項(公開 案件)	神子教育長： 教委報告第55号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告 について」について、生涯学習課より説明をお願いする。				

<p>(1) 教委報告 第55号「教 育長の決裁 処分（共催・ 後援）の報告 について」</p> <p>(2) 教委報告 第56号「令 和5年第4 回北本市議 会定例会一 般質問答弁 について」</p>	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第55号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第55号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第55号については、了承としてよいか。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第55号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第56号「令和5年第4回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。</p> <p>草野教育部長： (教委報告第56号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第56号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 各校のPTAの現状について、教えて欲しい。</p> <p>草野教育部長： 各校ともPTA活動は縮小している。 それまでも役員選出には苦労をしていたが、新型コロナ感染症の感染拡大の影響を受けてPTA活動が縮小した。 この時にPTA広報紙等をやめた学校が多い。 また、学校によっては、1つのクラスで2人から3人いた学級役員の選出をやめて負担を軽減している。</p> <p>久保田委員： 教職員の労働時間について、必要に迫られて教職員が残業を行っている中と思われるが、早く帰ることを促されると、モチベーションの低下に繋がらないか。</p> <p>草野教育部長： 学校に残らなければならない業務が多く発生する時期は、定期テストの前後、通知表の作成時期、中学3年生の入試時期、大きなイベントがある時期等がある。 他の時期については、仕事を進めた上で、早めに学校から離れて家族と過ごす時間や自己研鑽の時間にあてて欲しいと伝えている。 モチベーションを削らないように、目的をしっかりと伝えて帰ってもらうようにしている。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p>
---	--

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委報告第56号については、了承としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	神子教育長： 教委報告第56号については、了承とする。
(3) 教委報告第57号「第58回北本市市民文化祭「文化のつどい」の実施報告について」	神子教育長： 教委報告第57号「第58回北本市市民文化祭「文化のつどい」の実施報告について」について、生涯学習課長より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第57号の説明) 神子教育長： 教委報告第57号について、質疑はあるか。 久保田委員： 吹奏楽が4校合同になったが、この理由は。 櫻井生涯学習課長： この開催は、新型コロナウイルス感染症が第5類になってすぐ調整し始めたが、参加の可否から検討が必要だった。運営委員会の委員長からも参加のお願いをした結果、4校同時であれば出席できることとなった。 久保田委員： 各校ともに交流が図れて良かったと思う。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委報告第57号については、了承としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	神子教育長： 教委報告第57号については、了承とする。
(4) 教委報告第58号「デーノタメ遺跡特別展」について	神子教育長： 教委報告第58号「「デーノタメ遺跡特別展」について」について、文化財保護課長より説明をお願いする。 齊藤文化財保護課長： (教委報告第58号の説明) 神子教育長： 教委報告第58号について、質疑はあるか。

	<p>神子教育長： とても良い展示会で多くの人が来てくれた。 新聞でも4社に取り上げられたが、もっと多くの人に開催について周知が出来れば良かったと思う。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第58号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第58号については、了承とする。</p>
(5) 教委報告第59号「デノタメ遺跡の意見具申について」	<p>神子教育長： 教委報告第59号「デノタメ遺跡の意見具申について」について、文化財保護課長より説明をお願いする。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委報告第59号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第59号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第59号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第59号については、了承とする。</p>
6 審議事項(公開案件) (6) 教委議案第53号「令和6年度北本市立小・中学校入学通知について」	<p>神子教育長： 審議事項に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第53号「令和6年度北本市立小・中学校入学通知について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第53号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第53号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第53号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p>

	神子教育長： 教委議案第53号については、可決とする。
7 議案審議(非公開案件) (7) 教委議案第54号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について」	神子教育長： 非公開審議に入る。 教委議案第54号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について」について、関根委員の配偶者の一身上に関する内容が含まれるため、関根委員は退室をお願いする。 — 関根委員、退室 —
	神子教育長： 教委議案第54号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について」について、学校教育課より説明をお願いする。
	木暮学校教育課長： (教委議案第54号の説明)
	神子教育長： 教委議案第54号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第54号については、可決としてよいか。
	— 各委員、可決 —
	神子教育長： 教委議案第54号については、可決とする。
	— 関根委員、入室 —
8 その他	神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。
	学校教育課： (令和6年度北本市立小・中学校入学予定者について)
9 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会12月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。
	令和6年 / 月 25 日
	教育長 神子 仁子
	署名委員 関根 桂子
	書記 落合 元